政府・東京電力統合対策室合同記者会見

日時:平成23年10月20日(木)16:30~17:38

場所:東京電力株式会社本店3階記者会見室

対応:森山原子力災害対策監(原子力安全・保安院)、渡辺科学技術・学術

政策局次長(文部科学省)、加藤審議官(原子力安全委員会事務局)、

松本立地本部長代理(東京電力株式会社)

※文中敬称略

〇司会

ただいまから政府東京電力統合対策室合同記者会見を開催します。本日、細野大臣は公務のため欠席です。園田大臣政務官は公務のため 19 時頃からの出席の予定です。あらかじめご承知おきをお願いします。それでは式次第に従って進めます。最初は環境モニタリングの状況についてです。まずは東京電力から説明します。

<環境モニタリングについて>

〇東京電力

東京電力の松本です。それでは環境モニタリングの状況 2 件ご報告させてい ただきます。始めに空気中のダストの核種分析の結果になります。資料のタイ トルを申し上げますと、『福島第一原子力発電所敷地内における空気中の放射性 物質の核種分析の結果について』、サブタイトルが第 209 報となっております。 ページめくっていただきまして、昨日の福島第一原子力発電所の西門、それか ら第二原子力発電所のモニタリングポストの 1番のところのダストの核種分析 ではいずれも ND、検出限界未満という状況でした。2 枚目のところに経時変化 をグラフ化していますのでこちらもご確認ください。続きまして海水のモニタ リングの状況です。資料のタイトルを申し上げますと、『福島第一原子力発電所 付近における海水中の放射性物質の核種分析の結果について』、サブタイトルが 第 202 報でございます。ページをめくっていただきまして発電所沿岸部 4 カ所 と、2枚目以降に沖合の地点の測定結果、記載させていただいておりますが、昨 日は天候の関係で沖合の地点は確認出来ておりません。沿岸部 4 カ所につきま してはいずれも ND、検出限界未満という状況でございます。経時変化を 3 ペー ジ目からグラフ化しておりますのでそちらもご確認ください。東京電力からは 以上です。

〇司会

次に文部科学省からの説明になります。

〇文部科学省

文部科学省でございます。いつもは文部科学省からは伊藤審議官がご説明し ておりましたが今日都合が悪いのでですね、私、文部科学省の科学技術学術政 策局次長の渡辺でございますが、私からご説明させていただきます。皆さまお 手元に環境モニタリングの結果についてというものがお配りさせていただいて いますが、環境モニタリングの結果については特段、申し上げることはござい ません。あの、通常のデータでございます。ひとつ、ポイントアウトしたいの はですね、その目次の裏の方にありますが、54 ページをちょっとお開きいただ きたいのですが、資料の 54 ページでございますが『「文部科学省放射線量等分 布マップ拡大サイト」の一般公開について』ということで、一昨日火曜日の 18 日に公表したものでございますが、これは、現在行っております文部科学省が 行っています放射線量の分布マップにつきまして、いろいろデータが取られま したので多くの方に利用をしていただきたいということを踏まえまして、別途 行っております航空機モニタリングの結果なども合わせまして、WEB上に載っけ ましてですね、ご覧になりたいところを拡大して見られるようなサイトを開設 いたしました。URL はそこに書いておりますが、http://ramap.jaea.go.jp でご ざいます。ここを見て頂きますと、サンプルがこの資料にもつけさせいただい ておりますが、電子国土版、それから PDF 版とありますが、電子国土版という のはまさに WEB 上で拡大して見て頂くというものです。多分、これを多くの方 が見られると、アクセスが多くなると、遅くなってなかなか見られないという こともあろうかと思いまして、PDF 版というのが別途右側にございますが、それ で、これは拡大、固定した図面しか出てきませんがそれでも見ることが出来る ようになっています。中身は、航空機モニタリングの結果、それから走行サー ベイの結果、あるいは土壌のマップの結果、なども書いてございますし、航空 機サーベイの場合どこを航空機が飛んだか分かります。また、学校の位置など も合わせてありますのでご確認いただき、いろいろ生活の参考、あるいは除染 活動などの参考にしていただければということでございます。それが1つです。 それから別途、別冊の方に今日ちょっと間に合わなかったので別冊になってし まいましたが、今日発表した分の別冊の方、ひとつは放射能環境水準調査、こ れはいつもやっているものですが、もうひとつ海域の調査、別冊の方の4ペー ジにですね、海域の今後のモニタリングの進め方ということで本日発表したも のを載せています。これは従来より原子力安全委員会等からですね、例えば検 出限界値をもっと下げて測るべきでないかというようなご指摘もありましたの

で、もう少し精緻にかつ広くですね、海のモニタリングをやるということで、 ひとつは海水のモニタリングについて点数を増やすということと、それからち ょっと後に図面出てきますが、篤志船ということで、篤志というのはボランテ ィアということですが、商船にお願いして水を取ってもらって、太平洋の外洋 の水も分析出来るように、これは関係者と今調整中です。どのぐらいのタイミ ングでどの辺りを取れるかはまだ決まっていませんが、そういう調査をやって いるということです。それから検出下限値を下げて、逐次下げて公表していく、 一部については検出限界値を下げた形で発表していますが今後そうやっていく ということです。それから海底の土のサンプル数も増やしていくということで ございます。またですね、いろんな核種分析を測定していましたが、核種毎の 測定点を増やすということもやってまいりたいということです。それからその 次の6ページにございますが海産物モニタリングでございますけれども、これ は9月30日にいわゆる陸上においていわゆる緊急時避難準備区域が解除された ということを踏まえまして、海の方でも20キロ30キロ圏内も調査対象にする ということでございます。それから、対象種としましても、東日本海域を中心 に水揚げされる水産物の検体の買い上げ、あるいは調査船等によるサンプリン グ採取を行って調査を行うということでございます。以上新たに海の方のモニ タリングを強化、あるいは広域化しましたのでそれを発表させていただいたと いうことでございます。以上が発表でございますが、後 2 点ばかり、宿題事項 とされていた点についてちょっと簡単にご説明を申し上げたいと思います。1つ はですね、3 月に労働者の緊急時の線量限度を 100mSv から 250mSv にあげた際に 皮膚と目の水晶体に関する限度は据え置きだったわけですがそれはなぜかと。 特に ICRP の 1990 年勧告を取り入れた時の放射線審議会の報告書、これは平成 10年6月の報告書ですが、そこでは、目の水晶体については300mSv、皮膚につ いては 1Sv とすることが適当ということで、そのような法令になっているわけ ですが、今回 3 月の実効線量の方の限度の引き上げについては皮膚と水晶体は 変えなかったわけですがそれはなぜか、平成 10 年 6 月の報告書と矛盾するので はないかということですが、平成10年6月のこの放射線審議会での報告ではで すね、緊急作業時においては目の水晶体又は皮膚の等価線量が制御因子になる ことも考えられることから、これらについても緊急時の限度を規定すべきであ るし、目の水晶体は 300mSv、皮膚については 1Sv が適当であるということにな っています。緊急時作業を行うとき皮膚とか目の水晶体の限度が制御因子、つ まり作業の妨げになる可能性もあるので、それも引き上げるということが適当 ではないかと、こういうことなんですが、これはですね、そもそも制御因子に なるという意味は、例えば目の近くで何かを見て作業するとか、あるいは何か 手でいじるというときは、目とか手とかが局所的に被ばくするけど、全身への

被ばくはあまり多くないというケースがあるわけでございます。そういう作業 がある場合は、緊急時作業の場合は、目とかあるいは皮膚の線量もですね、考 えておかないとそれがいわゆるその制御因子、つまり作業を妨げる原因となり うるということなのでそれも考えるべきということであったわけです。ただ今 回の 3 月の事故の直後においてはですね、当面想定されていた緊急時作業とい うのは、いわゆる全身にガンマ線を浴びるような地域において何らかそこに入 っていって作業をしないといけないというようなことだったのでですね、実効 線量だけを引き上げるということで、関係行政機関から諮問があって放射線審 議会としてはそれを答申したということであって、平成 10 年当時の放射線審議 会の考え方と矛盾するものではないというふうに考えているところでございま す。それからもうひとつ類似のですね、放射線量とマップの中で9月30日にプ ルトニウムとかストロンチウムの結果を発表したわけですが、その中ではプル トニウム 238. プルトニウム 239 と 240 を足したものについて発表しましたが、 プルトニウム 241 については測定しておらなかったわけですが、過去発表され ていますその原子炉からの推定、核種別の推定量を踏まえるとプルトニウム 241 の量がかなり多いので、プルトニウム 241 も測るべきではないか、あるいはそ の 241 が崩壊して出来るアメリシウム 241、これはガンマ線を出す核種でござい ますので、それも留意すべきであるのでそれも測るべきではないかというご指 摘あったかと思いますが、これについて、まずプルトニウムについては、発電 所から出てきたプルトニウムがどの程度飛散しているのか、プルトニウムにつ きましては核実験によるフォールアウトでも検出されますので、発電所由来の ものかどうかを判定するのが一番、ひとつ重要な問題だと思っていまして、そ れでプルトニウム 238 をはかったわけです。それでいくつかの点で発電所由来、 フォールアウトではないと思われるプルトニウムが見つかったということにつ いては9月30日に発表した訳です。一方プルトニウム241はですね、非常に弱 いベータ線を出す核種でございまして、これを分析するためには別途、それだ けを分析するためのですね、分離を行ったりしなければいけないので非常に時 間がかかると。数週間程度のオーダーがかかりますので、そういう人手、手間 が掛かるようであればそれよりもサンプル数を増やした方が私どもとしては今 欲しいデータが得られるということで、今回は 100 カ所でプルトニウムの分析 をやったわけでございますが、そういう考え方で 241 は分離、測定しなかった というわけでございます。アメリシウムはガンマ線の核種でございますので、 通常のゲルマニウム半導体検出器によるガンマ線の測定で、もしあればですね、 ある程度分かりますので、そういう意味では、あればわかったものだというふ うに理解しております。なお、ただ、プルトニウム 241 はこれからアメリシウ ム 241 に変わって行くわけでございますので、将来どのような核種を被ばく評

価の観点からちゃんと測るべきかということは、これは非常に重要な問題だと 我々の方で認識していますので、今後行う調査でどういう核種を分析していく かについてはサンプル数と、それから分析する能力、それからスピード性、そ のバランスの中でどれが一番効果的かということについて、専門家の皆さんの ご意見を聞きながら考えていきたいと思っているということでございます。以 上でございます。

〇司会

次に原子力安全委員会から説明します。

〇原子力安全委員会事務局

原子力安全委員会の加藤でございます。私からはまず環境モニタリング結果の評価についてという、平成23年10月20日付けの原子力安全委員会の紙、1枚の裏表にコピーしているものと、1枚目が福島県の地図になっているものを参考資料に用いて説明します。

資料の1の空間放射線量でありますけども、これについては特段大きな変化はございません。2の空気中の放射性物質濃度でありますが、参考資料の8ページから13ページにかけてデータがございます。8ページでは太線で囲ったところから、また9日から13日の間では日によっては1番のポイントで、セシウムが検出されているという状況でありますが、その値はいずれも濃度限度を下回っております。また、ヨウ素131その他の核種はいずれも検出限界未満だったということであります。

4の環境資料の関係でありますけども、海の関係ですが、参考資料の 20 ページから 22 ページにかけては東京電力の方で発電所周辺の海水からのヨウ素、セシウムの検出状況でありますけども、発電所に近いポイントでセシウム 134 が出ている日がありますけれども、濃度限度を下回っていると、その他のポイントは検出限界未満だったということであります。それから参考資料の 23 ページでありますが、こちらは文部科学省の方で海水を取りまして従来に比べて検出限界を下げて測定したものであります。以前この、これらの点についての表層のデータが、海の表面でとった水についてのデータがでていましたが、今回は水深 100 メートルとか 200 メートル地点でのデータも出てきているという状況であります。それから参考資料の 24 ページ、25 ページですけども、発電所周辺で採取された海底土中のウランの検出であります。24 ページに検出結果が出ておりますけども、我々としてはウラン 234 と 238 の放射能濃度が大体同程度であるということから、天然に存在するものであるというふうに考えております。もし原子炉の中のウランであれば、ウラン 234 の放射能濃度が 238 のそれに比

べて数倍高くなるということになります。それから参考資料の 26 ページは、これも東京電力が発電所周辺で採取した海底土でのセシウムの検出状況であります。

それから5の全国の都道府県の環境放射能水準調査の状況でありますけども、全体的にみて大きな変化はないということであります。宮城県の上水で放射性セシウムが検出されておりますけども、摂取制限指標に比べて約 200 分の 1 程度と非常に低いレベルであるということであります。環境モニタリング結果の評価については以上であります。

それから本日は原子力安全委員会からもう一点資料をお配りしてございまして、本日付 10 月 20 日付けの原子力安全委員会決定で、タイトルが『発電用軽水型原子炉施設におけるシビアアクシデント対策について』というものであります。皆さんご案内かもしれませんけども、我が国におきましてはシビアアクシデント対策というのは、このペーパーの第3パラグラフにございますけども、平成 4 年の原子力安全委員会決定によって、原子炉設置者で自主的に整備するということで進められてきたわけであります。その背景としては、設置の時の安全審査でもって原子炉施設のリスクは十分に低く抑えられている。設置の時の審査、それからその後の多段階規制によって原子炉施設のリスクは十分低く抑えられているという状況であって、アクシデントマネジメントというのは、それを更に一層低く低減するものという位置づけでやってきたわけであります。

しかしながら今回の福島第一原子力発電所の事故では、現にシビアアクシデントが起こったと、しかも大量の放射性物質が環境中に放出されるに至ったということであります。したがいまして、この 1 ページ目の一番下にございますけども、そういった平成 4 年時点での従来の安全規制でもってリスクが十分に低く抑えられているという認識であるとか、それから原子炉設置者による自主的なリスク低減努力の有効について重大な問題があったことが明らかになったわけであります。また 6 月の IAEA での閣僚級会合に政府から出した報告書では、こういったシビアアクシデント対策についての法令に基づく規制要件という方針も示されていたわけであります。

そういった状況をふまえまして、実は安全委員会では昨年の12月の段階でシビアアクシデント対策の高度化という方針も示して、専門家からの意見聴取も地震の前に2回行っていたわけでありますけども、地震での状況、またそういった6月に出ました政府の方針なども踏まえて、更に夏から専門家の意見も聞きまして、今回こういったものをまとめたわけであります。2ページの3つ目の段落でございますが、一番重要なこととしては、このシビアアクシデントの発生防止、影響緩和について合理的に実行可能な全ての努力を払うべきであると、それからその努力の有効性というのを継続的に評価して改善を図っていくべき

であるということであります。

具体的な考え方として 5 つ述べているところであります。1 点目として第 4 の防護レベルの強化ということでありますが、これが IAEA の原子力安全グルー プでは、多重防護、ディフェンス・イン・デプスとして 5 つの層の考えかたを 提示しております。従来の日本の法律による要求では第 3 レベルまでの確認だ ったわけですけども、第4の防護レベルであるシビアアクシデントの発生防止、 影響緩和、これについても規制上の要求とか確認対象の範囲を広げるというこ とを含めて安全確保対策を強化すべきであるということを言っております。ま たその有効性が最新の科学的知見に照らして評価されて、継続的な改善を図る べきだと。第 3 の防護レベルまでについても、この継続的な改善というのは図 っていかないといけないということを言っております。3 ページにいきまして、 2 点目でシビアアクシデント対策における原子炉設置者と規制機関の役割とい うことであります。防護策の有効性の維持ですとか、継続的改善にかかる第一 義的な責任は原子炉設置者にあります。原子炉設置者は、規制による要求の範 囲にとどまらず、それは当然満たした上で、合理的に実行可能な全ての努力を 払うべきであるということを述べております。また規制機関としては、そうい った事業者が講ずる防護策の有効性を継続的に評価監視して、合理的に実行可 能な防護策が的確に取り入れられているかどうか、そういう方向に促し、また そうなっているか確認するということにあるということであります。3点目はシ ビアアクシデントにかかる安全評価でありまして、いわゆる確率論的安全評価 と決定論的安全評価、これを適切に組み合わせて評価を行うべきであるという ことを言っております。4で法令要求化の範囲というこを書いてありますけども、 この第 4 の防護レベルに関わる設備設計、設置者の緊急時対応能力について、 法令要求の内容が整備されるべきであると。特に今回の事故の直接的な原因と なった地震、津波を起因事象とする全交流電源喪失、最終的なヒートシンクの 喪失といったシーケンスについては、設備対応であるとか、事故時手順の再整 備などが実行されてることを早急に確認すべきであるということを述べており ます。最後のページ 5 が安全研究の推進でありまして、このシビアアクシデン トに関する安全研究は、TMI事故、それからチェルノブイリ事故の後、わが国で も活発に行われておりましてけども、その後急速に縮小しております。継続的、 基礎的な研究開発が重視されてなかったことの影響が大きいというふうにみて おります。今後このシビアアクシデント対策の整備ですとか、継続的改善を図 る中で、安全研究を行う側と安全規制側のあいだで、双方向的な意思疎通が行 われて、安全規制の科学的基盤としての安全研究がより適切に位置づけられ機 能する必要があるということを述べております。最後にこういった方針に沿っ てシビアアクシデント対策の具体的な方策、施策の検討を進めるよう保安院に

対して要請するということを述べているところであります。私からは以上であります。

〇司会

続きまして、各プラントの状況についてです。東京電力から説明します。

プラント状況について

〇東京電力

東京電力でございます。まず始めに福島第一原子力発電所の状況ということ で、A4 縦裏表の1枚ものの、こちらの方の資料からご説明させていただきます。 タービン建屋地下のたまり水の処理でございますが、こちらは午前中の会見で 申し上げましたが、第1セシウム吸着装置キュリオンの方の、第3第4系列で 運転をいたしておりますが、第4系列の SMZ のポンプが現在停止しております けれども、流量を 17m³/h での運転を継続いたしております。トレンチ立坑・ 各建屋地下のたまり水に関しましては、こちらの記載のとおりです。2 号機3号 機から、本日集中廃棄物処理建屋の方の移送を再開いたしております。水位関 係につきましては、午前 7 時の状況を記載させていただいておりますが、会見 終了時に最新のデータをお届けしたいというふうに思っております。裏面の方 にまいります。放射性物質のモニタリングの状況につきましては、先ほどご説 明したとおりです。使用済燃料プールの冷却、それから圧力容器の注水、原子 炉圧力容器の温度、格納容器の圧力に関しましても、こちらの表のとおりです。 その他作業の実施状況でございますが、一番下のポツでございますが 5 号機に 関しましては、本日取水口付近の水中カメラによります点検を行っております。 その関係で原子炉及び使用済燃料プールの冷却を一時的に停止しておりました けれども、冷却の方は、この時間のとおり再開いたしております。原子炉水の 温度は 22.2℃から 31.1℃、プールの方は 25.5℃から 26.2℃という状況でござ いますが、冷却を再開しているという状況でございます。それから午前中の会 見でご紹介させていただいた1号機の炉心スプレイ系への注水ラインの電動弁 の電源の復旧に関しましては、本日予定どおり作業の方は終了いたしておりま す。午前中 11 時 29 分から 12 時 05 分にかけまして、仮設ケーブルの敷設が終 わっております。その後 12 時 38 分から 13 時 21 分にかけまして、電源の投入、 それから開閉試験が終わっております。動作状況としては良好ということで開 閉が可能というふうに考えております。全員で15名の当社社員が作業に従事い たしましたけれども、最大の被ばく線量は 3.82mSv、最少は 0.08mSv でございま す。計画線量は 5mSv でございますので、計画線量超えはございませんでした。 それからもう一点、2 号機の方で格納容器ガス管理システムのホースの接続作業、

こちらも本日再開いたしております。午後に配管の接続作業を行いまして、2本 とも接続が無事終わっております。今後に関しましては、ガス管理システムの いわゆる除湿機でございます電気ヒーター、それからフィルター、抽気ファン との接続工事を行ってまいりたいというふうに思っております。作業時間は 12 時 01 分から 13 時 45 分の、約 1 時間 44 分でございます。作業人数は 12 名、最 大線量は 8.83mSv でございます。計画線量 18mSv でございますので、計画線量 超えはございませんでした。作業状況は以上でございます。発電所内のモニタ リングの状況についてご報告させていただきます。資料のタイトルを申し上げ ますと、『福島第一原子力発電所取水口付近で採取した海水中に含まれる放射性 物質の核種分析の結果について』ということで、10月19日の採取分でございま す。ページをめくっていただきまして、1枚目の裏面から取水口付近での各サン プリング地点での測定結果を記載させていただきました。2枚目の裏面から経時 変化をグラフ化しておりますけれども、異常な上昇と見られておりませんので、 高濃度汚染水が海洋中に漏出してないというふうに判断いたしております。続 きまして、サブドレンの状況です。資料のタイトルを申し上げますと、『福島第 一原子力発電所タービン建屋付近のサブドレンからの放射性物質の検出につい て、10月19日採取分』でございます。ページをめくっていただきまして、1号 機から 6 号機のサブドレン水、それから西側にございます構内の深井戸のサブ ドレン水の結果でございます。経時変化を 2 枚目以降にグラフ化しております けれども、こちらも大きな変動等見られておりません。タービン建屋の溜まり 水が地下水中に漏出してないというふうに判断いたしております。続きまして、 A4 横の表の形式の資料でございます。集中廃棄物処理施設周辺のサブドレン水 核種分析結果ということで、昨日19日の測定結果でございますが、セシウム137 に、一番下の表でございます。こちらのところでマル 8 番のところが最近では 一番高くて 0.094Bq/cm3 というような状況でございますが、それ以前と比べま しても異常に高いという値ではございませんので、こちらも通常の変動範囲内 というふうに考えております。サブドレン水につきましては以上でございます。 それから、皆さまのお手元に海側遮水壁の基本設計ということで、8 月 31 日に 公表させていただいた資料を再配布させていただきました。こちらは以前の会 見のご質問の中に、地下水の流動解析のご質問がございましたけれども、そこ のところを少し再度改めてご紹介させていただきたいと思います。資料のペー ジで申しますと6ページと7ページのところに第一原子力発電所の南側1、4号 機側の地質の構造それから断面の様子をモデル化いたしまして、地下の流線解 析を行っております。第一原子力発電所では山側から海側、方角で申しますと 西側から東側の方に地下水の流れがあるということで、このような解析を行っ ております。したがいまして、海側の遮水壁を設けることで海水中に地下水を

含んだ放射性物質が漏出するリスクを低減できるというふうに考えております。 東京電力からは以上でございます。

〇司会

次に原子力安全保安院から説明します。

〇原子力安全・保安院

原子力安全保安院の森山でございます。先ほどの文部科学省からの説明と重 複いたしますけども、これまでご質問いただいた案件で、緊急時の被ばく線量 を 250mSv に上げたけれども、皮膚及び水晶体の線量限度を引き上げなかった理 由ということで宿題をいただいておりました。これは先ほどの渡辺さんからの 説明と重複いたしますが、線量限度につきましては人体に対する将来的リスク を含めた確率的影響を考慮した実効線量、それから皮膚と目の水晶体に対する 影響が生じる確定的影響を考慮した等価線量の 2 つの限度値が設けられており ます。すなわち実効線量及び等価線量は別の性格を有しているものでございま して、実効線量の限度を引き上げたからといって必ずしも等価線量を引き上げ る必要はないと考えております。これまで確認した範囲では事故後の緊急作業 の観点から、引き上げる必要のあるとの議論は特段なかったということでござ いました。なお現在東京電力によれば、現在の福島第一原子力発電所における 環境は、ガンマ線における影響が支配的でございまして、仮に外部被ばく線量 として 250mSv 被ばくした場合、それぞれの等価線量は 250mSv となり実効線量 限度で管理していれば等価線量の限度を下回った状態での放射線管理が可能で あるということでございます。更に、ガンマ線に加えましてベータ線被ばくが 想定される作業におきましては、ベータ線により被ばく線量を個人線量計にて 計測しており、皮膚及び水晶体の等価線量については実効線量に加え、このべ 一タ線の被ばく線量を踏まえた管理が行われてございます。特に最近水処理シ ステムの関連で、ベータ線の被ばくの環境というのがございますので、それに つきましてはより徹底した被ばく管理というものが重要であると考えておりま す。いずれにしましても現在の線量限度のもとで一層の被ばく低減を図ること が重要であると考えております。それからもう一つ、資料を配布しております けれども、これは原子力被災者支援チームからの資料でございますが、前回の ご質問の中で住民説明会を何回ぐらい行ったのかということで、リスト化して 出すようにというご要望がございました。お手元にこれまで生活支援チームで 把握しております説明会の一覧を載せております。また参考としてその説明会 での資料の例を添付してございます。ご参照いただければと思います。私から は以上でございます。

<質疑応答>

〇司会

これから質疑に入ります。前回もお願いいたしましたが、一度にご質問して いただく項目数は 3 つまでとさせていただきたいと存じます。趣旨でござい ますが、なかなか質問の機会が回ってこない、時間の制約のある中この 1 問 が早く聞きたいというような声があるところでございますが、最初の質問の 機会はできるだけ早く皆さんに一巡させるというための措置でございます。 質問の全体を制限するというものではございませんで、後で挙手をいただけ ればまた指名をいたしますので、なくなるまで行うということは従来とおり でございます。できる限り、最初の質問の機会をスムーズに回すという観点 から質問を厳選していただきたく、その目安として項目数を 3 つまでとさせ ていただいたものでございます。同様に質問自体もできるだけ簡潔にお願い いたします。一つの質問でもあまり長くなるようでございましたら改めて手 を挙げていただくようお願いすることもありえますので、よろしくご協力を お願いいたします。回答側もできるだけ簡潔に分かりやすくを心がけていた だくようお願いいたします。質問の際には所属とお名前を名乗っていただく とともに、誰に対する質問であるかを明確にしていただくようお願いいたし ます。それでは質問のある方は挙手をお願いします。質問のある方いらっし ゃいませんでしょうか。後ろのそちらの方お願いします。

ONPJ 日隅

- Q:NPJの日隅です。一つだけなんですけども、住民説明会に関する資料が配られたんですけども、これはそれぞれどううい趣旨での説明会だったのかというのがわかれば、これはたくさんあるので今口頭でということじゃなくてもいいんですけれども、教えていただきたいと思います。それから、この説明の時に配布された資料として添付されてるんですけれども、これは例ということなんですけれども、実際に配布されたものの全てがもしいただけるんであれば、どの地域にどこでの説明会でどのようなものが配布されたのかということを併せてご説明をいただければと思います。以上です。
- A:(支援チーム)支援チームの茶山と申します。今分かる範囲でご回答いたしますと、これは例えば南相馬市の方などで回数が多くなっておりますのは、特定避難勧奨地点の指定を行う前後の関係で説明会を避難勧奨地点の指定を行うかどうかでかなり詳細なモニタリングを行いまして、そのモニタリングの結果についてご説明をしたり、そのモニタリングの対象になった地域の方

を集めてモニタリング結果あるいはその制度などをご紹介しております。それから例えばこの中で少し変わった種類の場所があって、場所的に特徴的な所といたしましては、例えば 9 月に新潟県長岡市というのがございますけれども、これは長岡の方へ避難されている福島県の方々の方へ説明に行かれる、特にこの時には平野復興大臣が行かれて、私ども支援チームの方の審議官も同行してそこで国の今行っておるような取り組みですとかをご説明したというようなところでございます。後、資料についてはちょっとまた相談を、かなり各回違っていたりとかの対応になりますので。

Q:全部ってことになると大量だと思いますので、低線量の部分だけでも早め に教えていただければと思いますのでよろしくお願いします。

〇司会

質問のある方挙手をお願いいたします。そちらの方お願いします。

〇テレビ朝日 松井

Q:テレビ朝日の松井と申します。内閣府の加藤さんにお伺いいたします。シビアアクシデントの対策についてということで、私も先ほど実は会見にも出ていたんですが、どうもわからないものでもう少しお聞かせください。まずこのことに関してなんですが、平成4年5月28日に行われたものを廃止して、そして今ここに書かれた5項目のものが案として出て今日の会議でこれで確定したとしてよろしいんでしょうか。

そして 2 問目なんですが、例えばこの第4の防護レベルの強化ということなんですが、IAEA の第3の防護レベルまでが具体的に簡単に何を指していてそしてこの第4というものは想定外ということを指すということなんですけれど、具体的に何をどう規制と言いますか、何を指せるかというのがこの文言からどうしても分かりにくいもので補足説明をいただけないでしょうか。以上です。

A: (原安委) 原子力安全委員会ですけども、まず今日の原子力安全委員会では 案の形でこれを出しまして、審議の結果案のとおりで原子力安全委員会決定 としようという議決が行われましたので、今は案が取れて原子力安全委員会 決定となっております。それに伴いまして、昔のシビアアクシデントマネジ メントについての方針ペーパー、平成 4 年のもの、これは今回の今日付の委 員会決定によって置き換えられたということになります。

それで後防護レベルの話ですけども、2ページの記の1のところをご覧いただ

きますと、①から③まで書いてありまして、安全を確保するためにまずは異 常の発生を防止する、それから2段階目として異常が発生したにしても拡大 を防止して事故には発展しないようにする、それから3として事故に発展し てしまったにしても、放射性物質の異常な放出の防止をするという考え方で、 これまでの法律上の規制というのはやってきてます。具体的には設計基準事 象というのをあらかじめ安全委員会の指針などで定めておいて、そういった ものが起きた場合にどれだけ環境に放射性物質を放出することになるかとい うような評価をやって、この第3層までの多重防護が達成されてるかどうか という判断をしてきたわけです。その際の起こる事故としては冷却材喪失事 故でありますとか、それから沸騰水型の原子炉であれば主蒸気管破断事故と いったようなものを想定して、こういった3層までの多重防護が果たされる 設計になっているかどうかというのを確認してきたわけであります。今回は それに加えて、そういった設計基準事象をうまく収められなくて、炉心が損 傷するようなシビアアクシデントに至った場合、まずは至らないように発生 防止すると、それから起こった場合でも影響を緩和するということが IAEA の 多重防護の考え方ではあるわけで、それを規制上の要求などにしてきちっと 対応していこうということであります。それで具体的にどういう形で規制上 の要求とするかということにつきましては、これは各国でも様々な取り組み 方が行われております。かなり事業者の自主的な取り組みに委ねているとこ ろもあれば、法律上で具体的な要件を課しているところもありますけども、 いずれにしても全部が全部法律上の要求にしているという国はまずなくて、 一部は法律上の要求とし、一部は事業者の自主的活動とするというようなこ とで、全体としてその実効性が高まるような取り組みをするというのがこの 第 4 層の防護についての全体的なすう勢であります。そういった中で我が国 でどうしていくかについてはこれは原子力安全・保安院の方で具体的な方策 は考えていただきたいということであります。

Q: ちょっと確認なんですが、まずこの第 3 の防護レベルまでというのは、この文面に書いてある①②③がこれが第 3 のということで確認でよろしいんですね。

A: (原安委) はい、そういうことであります。

Q:はい。そして今の話ですとこの第 4 の防護レベルということに関しては、 安全委員会としては具体的なことをここで設けるわけではなく今までこの概 念がなかったものを明文化しておき、そして今後は例えば保安院などに委ね るという、こういう認識でよろしいんでしょうか。

A: (原安委) はい、我々としてはこの記の1から5までありますけども、1から5まで含めた全体の枠組みを提示して、その全体のフレームの中で具体的に法律上はどこの何を押さえる、あるいは事業者の自主的な行為としては何を期待する、そこはもう安全規制当局にきちっと考えていただこうということであります。

Q:分かりました。ありがとうございます。

〇司会

質問のある方挙手をお願いいたします。質問のある方いらっしゃいませんでしょうか。質問のある方いらっしゃいませんか。そちらの方、その次そちらの方。

ONHK 花田

Q:NHKの花田と申しますが、東京電力の松本さんに何点か、3点ほど伺わせてください。全部同じ手順書の関係の確認なんですけど、以前から何回か伺ってるように、手順書の方で 8時間冷却システムとか、全電源喪失とか、8時間分のバッテリーで直流電源で対応してその間に外部電源とか非常用DGを復帰させるというのがもともと手順書に書かれていたというお話を伺ってますが、この関連なんですがこの内容というのは事象ベースに載ってるのかというのを確認させていただきたいのと、これはこの 8時間というのはバッテリーの容量が確保されていて、それで中操の計器とか、例えば IC とか RCICとかのベントが緊急時の冷却システムを操作できる分の容量が確保されてるといった理解でいいのかというのを確認させてください。

後アクシデントマネジメント対策の方の文書で出てるシビアアクシデントの 手順書の方の定義なんですけど、炉心損傷後というふうなのがアクシデント マネジメントガイドの方でも出てて、それがシビアアクシデントの手順書に 反映されてるということなんですけど、これはそういった炉心損傷後に使う ものという位置づけでいいのかというのを確認させてください。以上です。

A: (東電) 東京電力の松本でございますが、直流の容量を8時間分用意するというのは、いわゆる設置許可の段階から規定されておりますので、こちらは様々な手順書の中に8時間分がバッテリーの容量としてあって、この8時間以内に最大負荷で運転した場合は8時間で切れますので、それ以内に電源を

復旧する若しくは充電、チャージを再開するというようなことが、これは様々な手順書の所に書いてございます。それから、シビアアクシデントに関しましては炉心損傷の前と後と両方の手順がございます。

Q:分かりました。そうすると今の 8 時間というのは、ちょっと質問でも伺ったとおり実証ベースだけでもなくて、シビアアクシデントにも含まれている。

A:(東電)はい。そうです。

Q: これは IC とか RCIC とか中操の計器とかを表示させる分というふうな理解 でよろしいでしょうか。

A: (東電) はい。直流の負荷は最大のものは原子炉隔離時冷却系という準 ECCS を動かすようなポンプの補機モーターですとか、あるいは弁関係の電源でございますけども、いわゆる中央制御室の計器類、それから非常用照明といったようなものも直流電源の負荷ということになっております。

Q:ありがとうございます。

〇司会

次の方どうぞ。

〇毎日新聞 中西

Q:毎日新聞の中西と言います。松本さんに二点お願いしたいんですけど、今日の遮水壁の基本設計について、過去に出された資料を今日出された理由を 教えてください。

後もう一点、冷温停止に関係することですけど、圧力容器の中に燃料があって、後は格納容器にそれが落ちたもの、さらには格納容器から落ちて建屋の外に出ているものというふうに、大きく三つあると思うんですけれども、冷温停止を考える意味でこの三つの関係をどうやって考えていくのかっていうことをちょっと改めて教えていただきたいんですが。

A: (東電) まず一点目のご質問は前回の会見の際に、遮水壁の有効性に対する ご質問があったと思いますけれども、その中で地下水の流れがわかっていな いというのが趣旨だったんではないかと思っております。その際に地下水が どういうふうな形で流れていくかが分からない中で遮水壁を設けることの意 味、意義と言いますか、あるいは陸側にまだ着手してないということもござ いますので、少し改めて今回ご紹介させていただいたものです。資料にはご ざいますとおり、発電所では基本的には山側から海側、方角で申しますと西 側から東側に向かって地下水の流れがあるというようなことは解析等で判明 しておりますので、海側の遮水壁を今回作ることは海洋への漏出防止の観点 で有効であろうというふうに考えております。それから冷温停止でございま すが、冷温停止に関しましては冷温停止状態の定義ということで二点挙げら れています。一つは圧力容器の温度がお概ね 100℃以下であることということ と、放射性物質の抑制と管理が出来ているということだと理解しております。 基本的にはまず1項目の圧力容器の温度に関しましては、現在私どもは圧力 容器の内部に損傷した燃料が残っているというふうに思っておりますので、 そういった残っている燃料含めて圧力容器の底部付近で温度が 100℃以下で あれば、冷えているというふうに判断してもいいのではないかというふうに 思っております。それから、一部の燃料は圧力容器の弱いところ、案内管の 溶接部ですとか案内管それ自身を通って格納容器の中に落ちております。こ ちらに関しましてはむしろ現在原子炉建屋からの放射性物質の放射能量を正 確に測定するべく努力しておりますけれども、全体の放出放射能量が抑制管 理されていることということで、圧力容器以外の燃料があったとしても、全 体として冷温停止状態という判断が出来るのではないかというふうに考えて おります。もちろん格納容器の中にも現在測定しておりますドライウェルの 中の温度計ですとか、現在復旧を試みています水位計といったようなものが、 よりパラメータとして得られてくればさらにこういった条件が裏づけられる というふうに考えています。

Q:確認ですけれども、格納容器にある燃料とさらに落ちたものというのは、 分量的に圧力容器に残っているものに比べれば、少ないという解析はあるん でしょうか。

A:(東電) 今のところはっきりとした状況はわかっておりませんので、今回出来るだけ私どもも、どれくらいの精度で分かるかどうかはまだ不明ですけれども、出来るだけ格納容器、それから圧力容器にどの程度に分布しているかについては出来るだけ把握したいということで今検討を進めております。

Q:格納容器の周りの温度からすれば、それほどの量ではないということを考えていらっしゃるんですか。

A:(東電) どれほどの量が落ちているかについては、まだはっきりしないところがありますけれども、現在観測されている格納容器の中の温度も90℃という程度が最大値でございますので、大量の燃料が落ちてですね、冷却が出来ずに冷えてないということはないだろうというふうに思っています。格納容器の中に損傷燃料が落下していても、圧力容器に注水した水が圧力容器からこぼれてですね、格納容器の損傷した燃料にかけ流しというような形でかかっていて冷えているんではないかというふうに思っております。

〇司会

質問のある方、挙手をお願いいたします。そちらの方どうぞ。

〇朝日新聞 佐々木

Q:朝日新聞の佐々木です。東京電力松本さんに遮水壁の関係で、先週質問さ れた方がいらっしゃらないみたいですけど、せっかくお出しいただいたので ちょっと質問をしたいんですが。これは流れが書いてありますけれども、こ れはあくまで解析でもとめたものでですね、それはその地質構造であるとか、 ボーリングによる透水係数とかそういったものを踏まえて解析で、後勾配と かですね、そういうものでもとめたものなのかということと。後、この流れ が出てますが、これは難透水層がありますがその上なのか下なのかどちらの 流れなのかということと、カラーの資料だったらもうちょっと分かるのかも 知れないですが、そこを教えていただきたいのと。後過去にですね、事故前 でも結構なんですけれども、実測でトレーサーなどを使って流速なんかをも とめたことが、そういった実績がもしわかれば教えていただければと思いま す。後、これも前回の時のですね、遮水壁の費用について質問が出ていて 1000 億円ということを松本さんおっしゃったことがないということをおっしゃら れていたんですが、過去書き留めたものを見ますとですね、6月24日の統合 会見でファクタの宮嶋さんの質問に対して1000億円オーダーという極めてア バウトな数字ということをおっしゃっていたのとですね、ブルームバーグ稲 島さんに対する答えとしておよその枠として 1000 億円程度、土木の専門家か ら見ておよそ1000億円程度と聞いているというようなお話をされていたんで すけれども。当然それは大雑把な数字かと思いますけど、そこの事実関係を ちょっとおっしゃってないとおっしゃっていたので、そこをちょっと確認さ せていただきたいと思います。

A: (東電) まず、この流動解析につきましては、これは基本的に解析でござい

ますが、基となっておりますデータにつきましては、ボーリングに関します 発電所敷地内、全部で過去の分も含めまして253本ボーリングをしてですね、 地層の状態を把握しています。地震後に改めて掘ったのは3本でございます けれども、建設段階から含めて全部で 253 本測ってですね、地層の状態は確 認しています。その中で、今回1番下でございます難透水層の上の透水層が 2段重なってありますので、そこのところが流路となるだろうというふうに 考えております。したがって、今回海側の遮水壁の深さについては20メート ル強のパイプを打ち込む形で、難透水層まで打ち込むという形で設計を進め たということでございます。また、地層の分布の他、いわゆる透水係数に関 しましては 77 サンプルほど取りまして、こちらは現地で水を抜いてですね、 染み込んで来るまでの時間を測定するですとか、抜いたボーリングのコアを 実験室に持ち込みまして、水を流してみてどれくらいスピードがあるかとい うようなところを測った上での解析ということになりますので、実際にトレ ーサーを入れて流れを調べたかについては確認しますけれども、ほぼこの流 れで間違いないのではないかと推定しています。それから、金額の件でござ いますが、こちらは当時私どもの社内の文書が一部流出いたしまして、そう いった 1,000 億円程度というようなお話がありましたけれども、実際にはそ ういった金額になることではなく、第一四半期の決算発表の中で既に引き当 て済みでございます。なお、この金額につきましては事故の収束費用という ことで、現在第一四半期決算ではトータル 4,956 億円を引き当てております が、その内の中に既に計上済みということになっております。

- Q:一点だけ。この図の 4 なんですけども、その流跡線というのが一つ目の難 透水層の上なのか下なのかこの辺りは分かりますか。
- A: (東電) これは二つ目、下側の透水層です。いわゆる建屋の原子炉建屋、それからタービン建屋の地下マットの下が難透水層がございますので、その下の透水層を表しています。

〇司会

質問のある方挙手をお願いいたします。質問のある方いらっしゃいませんでしょうか。質問のある方いらっしゃりませんか。なければ質疑終わりにしますけれども質問のある方。後ろの方どうぞ。

Q:この会見の議事録を担当されている方に質問をしたいんですけれども、裁 判員裁判なんかでは音声認識のソフトを使われていて当日には粗い物ですけ れども、いわゆる文字起こしされたものが出てくるような仕組みになっているんですが、この会見の議事録というのは一ヶ月くらい経たないとホームページ上にアップされないんですけれどもその辺何かそういうことについてがすることで改善をされるような予定があるのかどうかということについてがずー点で、もう一点は安全委員会なんですけれども前回 100mSv 以下でのデータがないという話しをちょっとしたんですが、放射線防護協会というんですかね、ちょっとすいません今正式名称があれですが、そのページを見てると今でも100mSv 以下は健康への影響が認められていないというような情報がているもの、放射線影響協会ですね、ものですから、そうしますとよりででも3でであるのがというですがはり安全委員会が伝えることでこのような誤ったとでなデータの情報をやっぱり安全委員会が伝えることでこのようなご説の情報が出回るのを出来るだけ防ぐということが必要になってくるのかと思いますので、前回はちょっとホームページ上の記載、記述を訂正するかどうかについてはちょっと考えてみますというようなご説明だったのですが是非変えていただきたいと思うんですけども、その件についてどうお考えでしょうかというその二点です。

- A:(保安院)まず保安院からでございますけれども、この会見の議事録でございますが現実にはその大体多い時は 100 ページくらいのボリュームになっておりまして、なかなか実際の議事録の作成に今時間がかかっているのはそのとおりでございますけれども、一月まではかかってないというふうに承知しておりますが、出来るだけ早くホームページにアップ出来るような努力は引き続きしていきたいというふうに思っております。以上でございます。
- Q:ですので人力でされていると、費用もかかりますし遅くなるので実際に現に裁判員裁判などでは当然連日開廷されている関係もあって、即日に複数の方が証言をしているようなものを音声認識によって文字化するソフトがあって現に利用されてるわけですので、そのようなものを導入することによって人件費の節約とそれから実際にアップするまでの速度を速めることが可能となると思いますので、その辺についてご検討いただけないのかなという趣旨での質問なんですが。
- A: (保安院) はい。今日そのようなご指摘、ご要望があったということをしっかり受け止めておきたいと思います。以上でございます。
- A: (原安委) はい。安全委員会ですけども 5月20日付けで、5月26日に改定した低線量放射線の健康影響についてというホームページにアップしている

ペーパーについては、前回のご指摘、100mSv以下のいくつかの疫学調査では線量とガンの加乗リスクの間に明らかな関係が出ているものもあるといったような事実関係についても触れて修正いたします。今作業中でございます。

Q:ありがとうございます。

〇司会

質問のある方挙手をお願いいたします。質問のある方いらっしゃいませんで しょうか。 いらっしゃらないようですとこれで質疑を終わりにいたしますが。

A: (東電) それでは私どもが会見の終了時に配布、ご紹介させていただいている本日の作業実績は18時半ごろ目途に取りまとめが終わりますので、後ほど101会議室等でご連絡させていただければと思います。

〇司会

それではご質問の無いようです。政務官まだ当分到着される状況ではございませんので、次回は月曜日また定例会見、合同会見を予定しておりますのでその時にご質問をいただければと存じますがいかがでございましょうか。よろしいでしょうか。それでは本日はこれで合同会見を終わりにさせていただきたいと思います。次回は先ほど申し上げたとおり来週月曜日の16時半を予定しております。本日はどうもありがとうございました。